



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年11月7日（水）

問い合わせ先：都市戦略本部

都市経営戦略部

副参事：中村

担 当：黒田、安井

電 話：048-829-1064

## 第74回九都県市首脳会議の結果概要について

本日開催された「第74回九都県市首脳会議」の結果概要については、別添のとおりです。

# 第74回九都県市首脳会議の結果概要

平成30年11月7日  
九都県市首脳会議

## 1 報告事項

### (1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、業務核都市の育成整備等に関する要望書の国への提出などを行った。引き続き、首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

### (2) 廃棄物問題について

ア 食品廃棄物の削減を図るため、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロスを減らすための普及啓発を行ったほか、消費者の容器包装発生抑制に対する意識向上を図るため、協力事業者と連携したPRキャンペーン等の普及啓発を行った。

イ PCB廃棄物の期限内処理や掘り起こし調査の周知を目的としたロゴマークの作成、コンクリート塊再生資材利用促進に係る調査委託、電子マニフェスト導入説明会や不適正処理防止を目的とした一斉路上調査などを実施した。

ウ 各種リサイクル法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行うこととした。

### (3) 環境問題対策について

ア 地球温暖化対策については、引き続き、省エネ・節電行動の呼びかけ、再生可能エネルギー導入促進や水素社会の実現に向けた普及啓発活動、ヒートアイランド対策全般に係る取組を行うこととした。

環境分野における国際協力については、引き続き、JICA等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

イ 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、引き続き、ディーゼル車規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な啓発活動を検討・実施することとした。また、ガソリンベーパー対策の推進については、ガソリンベーパー回収機能を有する計量機の導入を促すための啓発活動を今後も実施することとした。

ウ 東京湾の水質改善については、東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

エ 緑の保全、創出施策については、各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市での緑の保全・創出について調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向を踏まえ、緑地の保全・創出の推進のために、引き続き、財政支援策等について、国に対する要望を行うこととした。

#### (4) 防災・危機管理対策について

ア 首都圏における「地震防災対策」及び「国民保護の推進」について、国への提案活動を行った。

引き続き、防災・危機管理対策に関する制度の検証や対策の検討を行い、課題について国に対して提案活動を行うとともに、各担当者会議を通じて各都県市で抱える課題等を整理し、取組を進めることとした。

イ 東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、かつ地域の特性を鑑み、「第39回九都県市合同防災訓練」を実施した。

今後は、2019年に千葉県を事務局として「第40回九都県市合同防災訓練」を実施する。また、平成30年10月19日（金）に第1回九都県市合同防災訓練・域内応援図上訓練を実施した。

ウ 引き続き、新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行うとともに、新型インフルエンザ等対策に必要な事項等をテーマに研修会を実施することとした。

#### (5) 首脳会議で提案された諸問題について

##### ア 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について

ホームドアの整備に向けて鉄道事業者を支援するため、バリアフリー法の起債に関する要件の緩和について、国に対して要望を行った。また、鉄道事業者が実施する声かけなどの啓発活動を支援した。

引き続き、駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者の取組を支援するとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

##### イ 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について

鉄道の混雑緩和、快適化に向けて、九都県市が連携し、企業や都民、東京都心方面へ通勤・通学する県民・市民に対しオフピーク通勤等の普及啓発を行い、鉄道の混雑緩和に資する取組を実施した。

引き続き、東京都が実施する「時差Biz」や川崎市のオフピーク通勤等の取組

を中心として各都県市において普及啓発を行うとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行い、連携を図っていく。

#### ウ 受動喫煙防止対策の推進について

共通ロゴマークの作成及び啓発ポスターの改定を行い、九都県市で連携して広域的な普及啓発活動を行った。また、民間企業とも連携した普及啓発活動に取り組むこととした。

今後は、共通ロゴマークやポスターを活用し、「九都県市受動喫煙防止対策担当者会議」の活動とあわせて引き続き広域的に普及啓発を行っていく。

#### エ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

#### オ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

引き続き、九都県市としての広域的な共同の取組の実施内容やその適切な実施時期等について、具体的な検討を行う。

#### カ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

パラリンピックの普及・啓発について、各都県市で実施する事業等の情報を共有するとともに、イベントカレンダーを作成し、九都県市首脳会議ホームページ等を活用して周知を図った。

引き続き、パラリンピックの普及・啓発に係る取組を進めるとともに、九都県市が連携した新たな取組を進めることとした。

#### キ ヒートアイランド対策について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続き、ヒートアイランド対策全般に係る取組を検討・実施していくこととした。

#### ク 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について

障害者団体等に対し合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを順次実施した後、そこで出た意見を反映して、仮マークによるモデル実施の検討を実施した。今後はモデル実施を行い、アンケートを集計し、結果について検証した後、九都県市で情報共有や意見交換を行うとともに、各都県市での取組みの参考とする。また、事前にヒアリングを実施した障害者団体や協力企業等に報告する。

#### ケ 都市農業の振興に向けた取組について

都市農地の保全と都市農業の振興を効果的に進める方策について検討し、都市農業振興に向けた支援制度の充実に関する国への要望や都市農業の理解を促進する啓発活動等を行うこととした。

引き続き、取組内容の検討を進め、九都県市で連携して国への要望や啓発活動等を実施していく。

#### コ 子どもの歩行中の交通事故防止に向けた取組について

各都県市における子どもの交通事故の発生状況と小学生を対象とした啓発活動について情報共有を図るとともに、今後の九都県市共同の取組内容の方向性について意見交換を行った。

引き続き、子どもの歩行中の交通事故防止に向けて、各都県市の取組事例を調査・研究し、九都県市共同の取組について検討を進める。

#### (6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙1のとおり、本日、第74回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

## 2 協議に係る合意事項

### (1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙2のとおり、国に対して要求を行うこととした。

## 3 意見交換に係る合意事項

### (1) 地域防犯力の向上について

首都圏における安全で安心な地域社会を実現するため、九都県市で情報を共有し一体となって取り組むことが効果的であることから、地域防犯力の向上に係る方策について、首都圏連合協議会において検討することとした。

### (2) 受動喫煙防止対策の推進について

国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにするため、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要請を行うこととした。

なお、九都県市で取り組むことによる効果的な受動喫煙防止対策の推進については、首都圏連合協議会において検討することとした。

### (3) 首都圏における木材利用促進に向けた取組について

木材利用の促進に向けた取組は、地球温暖化防止や循環型社会の形成などに直結する広域的な共通課題であり、また、高い消費ポテンシャルを有する首都圏において効果的に推進することが、我が国全体の木材利用の促進を図るために必要不可欠であることなどから、首都圏における木材利用の促進に向けた取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

### (4) 東京2020大会期間中のTDM推進について

東京 2020 大会において、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立を図るため、交通需要マネジメント（TDM）の推進が必要不可欠である。そこで、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、首都圏の経済団体等に対して、所属企業へTDMの取組を働きかけるよう要望することとした。

### (5) 有効な家具類転倒防止対策の研究について

近年発生した地震においては、負傷者の約3～5割が家具等の転倒・落下によるものと判明している一方、様々な理由により、全国的には半数以上の人が転倒防止対策を行っていない現状がある。

そこで、家庭や職場での家具転倒防止の取組がより一層促進されるため、阻害要因や促進方策等について防災・危機管理対策委員会で検討することとした。

### (6) マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組について

マイクロプラスチックを含むプラスチックごみによる海洋の汚染が国際的な問題になっており、九都県市においても正確な情報を速やかに把握・共有し、必要な施策を展開していくことが求められている。

そこで、マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

### (7) 措置入院者等の退院後支援に係る法改正について

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有し、切れ目のない支援体制を整えることが必要であることから、法改正等による措置入院者等の退院後支援の仕組みの整備及び精神障害等への理解、認識を深めるための普及啓発等について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

### (8) 外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について

「新たな外国人材の受入れ」という国の方針により、地方自治体はこれまで以上に多くの外国人に対し、地域における多文化共生の取組をより一層進めていくことが求められることから、外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### 4 その他

##### (1) 「SDGs 全国フォーラム 2019」の開催について

神奈川県から、平成31年1月30日に開催予定のSDGsに係る全国フォーラムにおいて「SDGs宣言」により、自治体によるSDGsの取組を発信していくことへの協力について依頼があった。

#### 5 次回は、平成31年春、東京都主催で開催する。



## 「平成30年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企業名	製品・技術の概要
埼玉県	スーパースライサー 株式会社ドリマックス	1台であらゆる食材の様々なカット(スライス・千切り・角切り)を「瞬時に・無駄なく・高品質に」実施。食材を回転させながら高速回転丸刃で切ること、切り口もきれいで、うま味も逃さないカットを実現。世界初「三方向同軸カット」で従来二度切り、三度切りしていたカットを一度の工程で実現しました。
千葉県	セパレーター製造装置向け 高性能カーボンラッドロール サンレイエ機株式会社	鉄よりも強くアルミよりも軽いカーボンを使用した、軽量・低たわみ・高剛性を実現する高性能ロール。メッキと違いロール表面に薄い金属(SUS・AL・TI等)のパイプを圧入して製造する世界でも類のない製法で製造されています。その特徴を生かしフィルムの広幅化や機械装置の軽量化に貢献しています。
東京都	ピッキング支援装置 「プロジェクションピッキングシステム」 株式会社アイオイシステム	プロジェクションマッピングを応用して、棚などに作業指示映像を投影する、物品のピッキング支援システム。従来必要であった収納庫などの大幅な改造や配線工事をすることなく、品名、数量、商品画像、動画、音声などによる多彩なピッキング指示により、誰でも簡単かつ迅速に作業ができます。
神奈川県	深海用プロファイリングフロート 「Deep NINJA」 株式会社鶴見精機	Deep NINJAは、海中を予め設定したシーケンスで自動的に浮沈しつつ、水温と塩分の鉛直構造を観測する海洋観測ロボット(プロファイリングフロート)です。世界中の海洋のリアルタイム監視を目的とした国際プロジェクト「Argo(アルゴ)計画」で数多く使用されています。Deep NINJAは、最大観測水深が従来の2,000mから4,000mとなり、観測可能な範囲も全海洋の体積の約50%から約90%へと広がりました。また、観測中のDeep NINJAに、陸上からコマンドを送信することで観測パターンを変更できたり、海水を検知したら回避する、浅海域から脱出するなど、次世代のプロファイリングフロートに求められる多くの機能を搭載しています。
横浜市	仮想カメラ・マイクシステム、及びその応用 インフィニテグラ株式会社	スマートフォンなどの通信機能を有するウェアラブル機器に装備されたカメラ・マイクを、あたかもPCに直接USB接続されたカメラ・マイクのように認識させ操作することができる仮想化技術です。本技術を用いて、IoT・ウェアラブル機器を仮想デバイスとしてPCに認識させることで、処理をPCで行わせることができます。一般にIoT・ウェアラブル機器で通信/画像解析等機能を実現するのは容易ではありませんが、本技術を使えば簡単かつ高性能で実現できます。
川崎市	超小型IoTセンサーモジュール 「μPRISM(マイクロプリズム)」 エレックス工業株式会社	5.2×9.0mmの極小基板に、7種類(加速度・地磁気・温度・湿度・気圧・照度・UV)のセンサー、Bluetooth、ARM CPUを搭載し、3タイプの電源(USB・外部配線・ボタン電池)を選べる超小型センサーモジュールです。センサーは、あらゆる分野で加速度的に進む「IoT化の基礎となるもの」であるため、場所を問わずに設置でき、リアルタイムで環境監視ができる本製品は、様々な分野での活用と発展が期待できます。
千葉県	個人ゲノム解析による疾患リスク判定 株式会社ゲノムクリニック	人体の基本設計図である個人ゲノムを解読し、疾患リスクを判定。その結果に基づいた予防や介入を計画する。特に「変異があった場合知らされるべき」とのエビデンスがある疾患群に注目して判定を行います。親族にがんや心疾患の罹患者がおり、自身の発症リスクに対して不安を抱いている方は多く、本事業はそのような未発症者を対象とした「遺伝子の人間ドック」です。技術的課題に取り組むと同時に、社会的諸課題に対しても研究を行っていきます。
さいたま市	内径にディンプルを付与した高効率含油軸受 ポーライト株式会社	自動車や家電機器に使用される小型モータの部品である焼結含油軸受の内径表面に複数の微細な凹み(ディンプル)を形成することで、軸受の摩擦係数を大幅に低減し、小型モータの消費電力低減に大きく貢献します。また、特殊加工工具と加工機械を開発し、月産50万個を超える大量生産を可能としています。
相模原市	ロボットがもっとも効率的に動ける環境を提供 「食品関係仕分システム」 JET株式会社	ワークの情報をデータ入力することで、100種類以上の商品を瞬時に識別し自動で振り分け搬送することができます。商品形状ごとにロボットがハンドを自動で交換したり、商品をストッカーに入れる際、空いているスペースをカメラで感知して、方向を調整し効率よく積載することも可能です。当社の「3Dビジョンシステム搭載のランダムピッキング搬送システム」が、煩雑で実現困難といわれたロボットによる多種品種パッケージ食品の仕分・搬送作業を実現しました。配送仕分の人手作業をロボットに代替させることで、低温で長時間行う厳しい労働条件から人手を解放し、作業負荷を軽減することができます。



## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### I 真の分権型社会の実現

#### (1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲もいまだ十分ではない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、適切な移管時期などを関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講ずること。

・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

## (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるために今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

## (3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」については、5回目の募集が行われ、地方から319件の提案を行ったが、関係府省からの現時点の回答は、前向きな内容のものがある一方、対応が困難とされたものも多い。

また、全体の約4割の提案が各検討区分に整理する時点で、対象外等とされており、特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが増加している。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、対応方針の閣議決定及び来年度予算の編成に向けて、これまでの提案も含め検討対象とされた提案については、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、検討対象外等とされた提案については、過去に「実現できなかった」提案も含め、地方からその重要性ゆえ再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、速やかに地方が活用しやすい形で共有するとともに、引き続き検討するとされた提案については、実現に向けた確実なフォローアップを行うこと。加えて、第8次地方分権一括法等により措置される事項については、地方が十分な準備期間を確保でき、条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、制度開始から5年目を迎えたことから、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえつつ制度の課題を整理し、提案対象の拡大を図るなど見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方

分権改革に主体的に取り組むこと。

#### (4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

#### (5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

## II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

### (1) 地方税財源の充実・確保

#### ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

#### イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

消費税率10%への引上げは平成31年10月に再延期することとされたが、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、必要な財源を確実に措置すること。また、消費税率10%への引上げと同時に導入される軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

併せて、消費税率10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策について、具体的な内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議し、地方に新たな負担をさせることのないよう必要となる財源を国の責任において確実に確保すること。

## ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

## エ 車体課税の見直しに伴う地方税による代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止することとされた。その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等により一部が補填されるものの、十分な代替財源が確保されていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、自動車取得税を廃止する際には、地方税による安定的な代替財源の確保により、減収分の補填措置を行うこと。

また、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し、総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされた。仮に負担軽減措置や消費税率引上げに伴う需要変動を平準化するための対策を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

## オ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された特例措置については、対象範囲の拡大を行わず、期限の到来をもって確実に終了させること。併せて、この特例措置が臨時、異例の措置であることを踏まえ、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

## カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、平成30年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林

環境譲与税（仮称）を平成31年度税制改正において創設することとされた。

新税の創設に当たっては、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体を実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

#### キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

平成30年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされた。しかし、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

### (2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

#### ア 地方法人課税の拡充強化

平成26年10月、地域間の税収格差の是正を名目に、法人住民税法人税割の引下げに併せて、地方法人税の創設及びその税収の全額を地方交付税原資化する措置が講じられた。また、消費税率10%への引上げ時には、法人事業税の暫定措置の廃止とともに、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化を行うこととされている。

地方法人税は、地方分権に反するとともに、地方自治体同士で財源を奪い合う極めて不適切な制度であり、到底容認できるものではない。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国による地方財源の確保という責任を放棄した極めて不当なものであり、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものである。

しかしながら、平成30年度与党税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされた。

本来、税収格差の是正は、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において行うべきであり、その是正のために、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則が歪められることがあってはならない。今後の検討に当たっては、こうした地方税の原則を十分に踏まえるとともに、地方分権に反する措置の導入は断じて行わないこと。また、法人事業税の暫定措置については期限の到来をもって確実に廃止すること。

併せて、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

#### イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

### (3) 地方交付税制度の改革

#### ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）では、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

しかし、地方においては、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要があることから、地方における行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

## イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、5度目の延長期限である平成28年度で廃止されることなく、平成31年度まで延長されたところである。

平成30年度は地方交付税の原資を確保することにより臨時財政対策債が抑制されたが、臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填を継続することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが必要である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

また、廃止までの間にあつては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

## (4) 国庫支出金の改革

### ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも



認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

#### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

### Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

### Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

このような中であっても、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、地方法人税の税率を引き上げることとしており、更なる地方税の国税化を行おうとしている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の拡充に取り組むこと。

平成30年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長 さいたま市長 清 水 勇 人  
埼玉県知事 上 田 清 司  
千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事	小池	百合子
神奈川県知事	黒岩	祐治
横浜市長	林	文子
川崎市長	福田	紀彦
千葉市長	熊谷	俊人
相模原市長	加山	俊夫

## 受動喫煙防止対策の推進について

受動喫煙防止対策については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている中で、本年 7 月に健康増進法が改正され、取組が強化された。

改正法では、喫煙をすることができる場所が設置されている飲食店等には、喫煙可能であることを店頭に掲示する義務を課しているが、禁煙の飲食店等には、「禁煙」標識の掲示については規定されておらず、利用者にとって、分かりにくい状況となることが懸念される。

また、現在、国が検討している改正法に基づく標識（施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲げる標識）の様式については、多様な外国人旅行者が訪日することから、多言語対応する必要がある。

そこで、国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるようにするため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、国の責任において必要な措置を講ずること。
- 2 改正法に基づく標識の様式について、外国人にも分かりやすい多言語対応とすること。

平成 30 年 月 日

厚生労働大臣 根 本 匠 様

九都県市首脳会議

座 長 さいたま市長

清 水 勇 人

埼 玉 県 知 事

上 田 清 司

千 葉 県 知 事

森 田 健 作

東京都知事

小池百合子

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

林文子

川崎市市長

福田紀彦

千葉市長

熊谷俊人

相模原市長

加山俊夫

## 東京 2020 大会期間中の TDM 推進について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会関係者や観客等の移動により交通量の増加が見込まれ、交通対策を何も講じなければ、道路・鉄道ともに深刻な混雑が発生し、大会運営に支障をきたすだけでなく、市民生活や経済活動にも影響が生じることが想定されます。

そのため、交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント」(TDM) の取組を推進し、円滑な大会輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図ることが重要と考えています。

大会期間中は、特にオリンピック期間の平日 10 日間、パラリンピック期間の平日 9 日間のあわせて 19 日間で交通量削減に向けた対策が必要です。TDM の推進により、道路交通では、休日並みの良好な交通環境（平日の交通量の 15%程度減）を、公共交通（鉄道）では、現状と同程度の安全で円滑な運行状況を目指しています。

この目標を達成するために、東京都は、国、大会組織委員会とともに、本年 8 月に「2020TDM 推進プロジェクト」を発足させ、経済界等と一体となり TDM を推進していくこと、働き方や物流における商慣習や流通の改善に向けた相互理解などを図ることで大会を成功に導き新しい交通のあり方をレガシーとして残していくこと、などを旨とする共同宣言を行いました。

首都圏は一つの経済圏域であり、車両の往来も非常に多いことから、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立を図るためには、都内のみならず首都圏の企業等へ働きかけ、首都圏全域で交通量の抑制を図るとともに、各競技会場の特性に応じて交通量を削減する必要があります。

つきましては、大会時の混雑の見通しなどの情報を提供いたしますので、貴団体におかれましては、趣旨をご理解の上、所属企業へ TDM の必要性を周知するとともに、本プロジェクトへの参画を呼びかけるようお願いいたします。さらに、夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流においては配送の時間変更やルート変更など、大会時の混雑を避ける準備について、働きかけを行うようお願い申し上げます。

平成 30 年 月 日

一般社団法人	日本経済団体連合会会長	中西	宏明	様
一般社団法人	東京経営者協会会長	富田	哲郎	様
一般社団法人	埼玉県経営者協会会長	上條	正仁	様
一般社団法人	千葉県経営者協会会長	小島	信夫	様
一般社団法人	神奈川県経営者協会会長	石渡	恒夫	様
日本商工会議所会頭		三村	明夫	様
東京都商工会議所連合会会長		三村	明夫	様
一般社団法人	埼玉県商工会議所連合会会長	佐伯	鋼兵	様
一般社団法人	千葉県商工会議所連合会会長職務執行者			
		秋葉	吉秋	様
一般社団法人	神奈川県商工会議所連合会会頭	上野	孝	様
公益社団法人	経済同友会代表幹事	小林	喜光	様
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会会長				
		豊田	章男	様
公益社団法人	全日本トラック協会会長	坂本	克己	様
一般社団法人	東京都トラック協会会長	浅井	隆	様
一般社団法人	埼玉県トラック協会会長	鳥居	伸雄	様
一般社団法人	千葉県トラック協会会長	角田	正一	様
一般社団法人	神奈川県トラック協会会長	吉田	修一	様
全国商工会連合会会長		森	義久	様
東京都商工会連合会会長		村越	政雄	様
埼玉県商工会連合会会長		三村	喜宏	様
千葉県商工会連合会会長		和泉	善久	様
神奈川県商工会連合会会長		関戸	昌邦	様
全国中小企業団体中央会会長		大村	功作	様
東京都中小企業団体中央会会長		大村	功作	様
埼玉県中小企業団体中央会会長		伊藤	光男	様
千葉県中小企業団体中央会会長		平	栄三	様
神奈川県中小企業団体中央会会長		森	洋	様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水	勇人
	埼玉県知事	上田	清司
	千葉県知事	森田	健作
	東京都知事	小池	百合子
	神奈川県知事	黒岩	祐治
	横浜市長	林	文子
	川崎市長	福田	紀彦
	千葉市長	熊谷	俊人
	相模原市長	加山	俊夫



## 措置入院者等の退院後支援に係る法改正について

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要である。

特に措置入院となった者については、地域で安心して暮らし続けられるよう、入院早期から適切な診断、治療を受け、措置が解除となった後も、必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要がある。

このため、本年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各自治体は地域の実情に応じて支援の検討（一部自治体では実施）を行っているところである。

しかしながら、現状では、支援が必要な者の判断が自治体ごとに異なることから、居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念される。

また、当該ガイドラインを受けた自治体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保、育成は、大きな課題であり負担となっており、財政支援策も不十分である。

そこで、これらの課題を解決し、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、以下三点について要望する。

- 1 措置入院者等が地域で安心して暮らし続けるため、退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けられることができるよう、国の責任において法改正等により退院後支援の仕組みを整備すること。
- 2 法改正等に当たっては、当事者等からの意見を十分に考慮するなど、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、実務を担う自治体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させること。また、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

- 3 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者について正しく理解し、認識を深めるための普及啓発を国としても積極的に行うとともに、各自治体における取組を支援すること。

平成30年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清 水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

## 外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、生産性向上や国内人材の確保とともに、移民政策とは異なるものとして、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされた。

これを踏まえ、7 月 24 日には、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、現在、関係府省、経済団体、学識経験者及び地方自治体等で構成する「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」（以下「検討会」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が検討されており、本年 12 月中に総合的対応策の取りまとめを行うこととされている。

九都県市においても、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、持続可能な成長を実現していくうえで、地域経済を支える中小・小規模事業者などにおける人手不足の解消は、喫緊の課題となっており、今回の「新たな外国人材の受入れ」という国の方針（以下「方針」という。）は、首都圏、ひいては、我が国の発展にとって、大きな意義がある。

方針発表後、全国知事会あるいは指定都市市長会において、国に様々な提言を行ってきたところであり、検討会の設置や法務省の平成 31 年度概算要求において「入国在留管理庁（仮称）の新設」が盛り込まれたことについては、方針の具体化に向けて一歩前進したものと評価する。

しかし、九都県市においては、現在でも全国の 4 割に当たる約 106 万人もの外国人が暮らしており、新たな外国人材の受入れが促進されれば、首都圏の地方自治体は、これまで以上に多くの外国人に対し、各種の情報提供や相談対応、日本語学習支援や地域コミュニティとのつながりへの支援など、地域における多文化共生の取組をより一層進めていくことが求められる。加えて、国とともに地域における外国人材の更なる活躍を推進していく必要がある。

については、本年中に総合的対応策の取りまとめが予定されているこの機に、外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備について、以下のとおり提言する。

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むこと。また、国において新たに設置する組織では、地方自治体の意見と地域の実態を踏まえた外国人材の受入れ・共生のための企画立案及び総合調整機能を発揮すること。
- 2 地方自治体に対し、地域における外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を実施するための財政措置を確実に行うこと。併せて、地方自治体の実情に即した財政支援メニューを早期に示すこと。

平成 30 年 月 日

内閣官房長官 菅 義 偉 様  
法務大臣 山 下 貴 司 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫